

特別講義 「憲法ってどうやって改正するの？」

憲法が「最高法規」って事はもう大丈夫だね。日本のルールは憲法を基準に作られている。だから憲法がコロコロ変わったら大変だ。法律、条例などその他のルールも1から作り直さないといけなくなってしまう(;°(I)°)

そこで憲法は「**硬性憲法**」といってそう簡単には改正できないようにしているんだ。

でも、そうは言っても時代の変化でどうしても改正しないといけない時が来たらどうするんだろう？制定以来一度も改正されてはいないけれど、一応憲法にも改正の手続きがあるからそれを紹介しておこう！憲法改正には日本の全ての国民が参加するようになっているよ！

①国会議員が改正案を提出、国会で審議。

→この時、衆参それぞれの院で『総議員』（休んだら反対になる）の
2/3の賛成で発議となる

②国民投票

→現状の法律では18歳以上の全ての人々が国民投票を行い、**過半数の賛成**
で承認・成立となる

③天皇が公布。一定期間の後施行となる

憲法は国の最高法規だから、その改正にも厳しいルールが敷かれている。

- 国会の発議後、60～180日かけて国民に「**どういう改正案なのか**」説明する期間を持つこと。
- 投票は賛成、反対のどちらかに○をつける形で行うこと
- テレビなどでスポットCM（番組の途中のCM）を流してはいけないと言ふこと

などが決められているよ。

